

産業廃棄物収集運搬業許可証

複製厳禁

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏 名 株式会社赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 7 年 11 月 6 日

許可の有効年月日 令和 12 年 11 月 5 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

以上14品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 8 月 20 日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

令和 2 年 11 月 6 日 更新許可

令和 7 年 11 月 6 日 更新許可

令和 8 年 9 月 24 日 変更許可により取扱品目（政令第2条第13号廃棄物）の追加

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

（以下裏面記載）

(裏面)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

複製厳禁

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

